

沖縄若年者雇用促進奨励金(賃金助成)

若年者の失業者が特に多い沖縄県において、雇用失業情勢の改善に資するため、事業所の設置・整備を行い、それに伴い沖縄県内に居住する若年求職者（35歳未満）を雇入れた場合に賃金に相当する額の一部を助成します

*以下は制度概要です。詳細については頁下の問い合わせ先をご確認ください。

受給できる事業主

- 「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間(最大 24 カ月)に事業所の設置・整備(その費用の合計額が 300 万円以上)を行う事業主であること。
- 設置・整備に伴い沖縄県内に居住する35歳未満の求職者を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として3人以上雇入れた事業主であること。
※中小企業については、35歳未満の若年者を3人を超えて雇入れる場合、4人目以降は「新規学卒者」も支給対象労働者になります。
- 雇用保険の一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることが確実であること。
- 設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- 「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」（12ページ参照）の要件を満たした事業主であること
- 地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。
※その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。

受給できる額

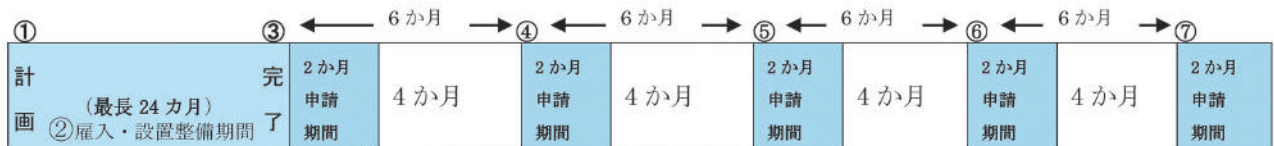
計画が完了した後一定の期間、雇入れた対象労働者（35歳未満の者）に対して支払った賃金に相当する額の1/4（中小企業については1/3）を助成します。

※ 完了日の前年度の確定保険料算定の基礎となった賃金総額により労働者1人当たりの平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じて得た額に助成率を乗じた額を支給します。

※ 一人につき年間120万円を限度とします。

支給対象期間は、完了日から起算して原則1年間、対象労働者等の定着状況が特に優良である事業主については2年間となります（新規学卒者は1年間のみ対象となります）。

受給のための手続き



起算日：完了日直後の賃金締切日の翌日

